



資料4

精神保健福祉法改正に伴う県条例の改正について

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療グループ

令和5年6月

目次

- 1 現行法の概要
- 2 法改正の概要
- 3 条例改正の概要
- 4 スケジュール

1. 現行法の概要

●精神保健福祉法 第38条の2

法に基づき、措置入院者及び医療保護入院者の定期報告が義務付けられている。一方で、改善命令等を受けた精神科病院は、人権配慮の点から任意入院者の定期報告を条例で定めることとしている。

(定期の報告等)

第三十八条の二 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項(以下この項において「報告事項」という。)を、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(昭六二法九八・追加、平七法九四・平一一法一六〇・平一七法一二三・平一八法九四・一部改正)

2. 法改正の概要

●精神保健福祉法（令和6年4月1日施行）

法改正に伴い、第2項が削除されて、第3項が第2項へずれる（内容に変更なし）。

新

2| 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者（厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

（削る）

旧

2| 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

3| 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者（厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

3. 条例改正の概要

● 任意入院者の症状等の報告に関する条例 第1条

第1条では、法第38条の2第3項を引用して規定していることから、条文を改正する必要がある。

新
(案)

(任意入院者の症状等の報告)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2 **第2項**に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5に規定する事項（以下「任意入院者の症状等」という。）について、知事に報告しなければならない。

旧

(任意入院者の症状等の報告)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2 **第3項**に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5に規定する事項（以下「任意入院者の症状等」という。）について、知事に報告しなければならない。

4. スケジュール

令和6年2～3月 令和6年第1回定例会に報告

4月 改正条例施行